

年金 だより



年金生活者支援給付金制度をご存知ですか？

問 年金生活者支援給付金[専用ダイヤル]

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が行います。

対 老齢基礎年金を受給している65歳以上の方で、以下の要件をすべて満たしている方

- 世帯員全員の市町村民税が非課税である
- 前年の年金収入額とその他所得額の合計が昭和31年4月1日以前生まれの方は約92万4千円以下、同年4月2日以後生まれの方は約92万6千円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が491万8千円以下である

申 新たに年金生活者支援給付金を受給される方

日本年金機構からの請求手続きのご案内が、9月頃から順次、支給該当者へ送付されます。同封の簡易請求書(はがき型)を提出してください。

年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

※現在受給中で、今年度も引き続き支給要件に該当する方は、原則手続きは不要です。

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。年金生活者支援給付金の請求でお困りの方は、上記専用ダイヤルへお電話ください。



消費者注意報

不用品回収(貴金属買い取り)のトラブルにご注意！

相談事例

自宅に、不用品の買い取り業者を名乗る者から、「不用品はありませんか、買い取らせていただきます」と突然の電話があった。タンス内には当時高価な値段で購入した母の古い着物があることに気づき、値段次第で売ってもよいかと考え、業者の訪問を許した。来訪した買い取り業者は居間に上がり込むと、用意した着物には目もくれず「他にいらないアクセサリや指輪はないか、高く買い取る」と長時間にわたり居座り、困り果てた家人が「査定だけなら…」と、差し出した母の形見の指輪数点を数千円の安値で半ば強引に買い取られてしまった。

消費者へのアドバイス

- 電話での買い取り勧誘は、必要なければきっぱりと訪問を断る。
- 事前の連絡もなく、突然訪問してきた買い取り業者は不用意に居宅内に招き入れないこと。
- 売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても物品を見せず、きっぱり断る。もし、売るときは買い取り業者の氏名、連絡先の確認や契約内容が書かれた契約書を必ず受けとること。
- 訪問買い取りは「訪問購入」にあたり、クーリング・オフが可能です。
- 業者には1人で対応せず、家族などに同席してもらおうと安心です。長時間居座り、退去をお願いしても帰らない場合は警察に連絡しましょう。

※以下のような訪問や勧誘は、特定商取引法で禁止されています。

- ① 消費者からの勧誘の要請がないのに、突然訪問して勧誘すること。査定のみを依頼したのに、訪問のついでに買い取りも勧誘すること。事前の約束とは違う物品について、買い取りの勧誘をすること。
- ② 事業者名、買い取る物品の種類、勧誘の目的を明示せずに勧誘すること。
- ③ 消費者が断った場合に、居座ることや再勧誘すること。

★困ったときやご相談は、長与町役場消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターへご連絡ください。
長与町消費生活相談窓口 ☎095-883-1111 長崎県消費生活センター ☎095-824-0999